

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農林整備課

許認可等の内容		林地開発行為の許可
根拠法令等及び条項		森林法第10条の2第1項
標準 処理 期間	根拠条項	森林法に基づく林地開発許可申請の手引き（栃木県環境森林部）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	80日
審 査 基 準	根拠条項	森林法に基づく林地開発許可申請の手引き（栃木県環境森林部）
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 令和 2年 8月 日最終変更
	<p>【 基 準 】（法令による定めのみ記載）</p> <p>森林法抜粋 （開発行為の許可）</p> <p>第10条の2 地域森林計画の対象となつている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が行なう場合</p> <p>(2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合</p> <p>(3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれ少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。</p> <p>一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。</p> <p>一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。</p> <p>二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれ</p>	

があること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。